

令和 7 年度

高知県内部統制評価報告書
及 び 審 査 意 見 書

高 知 県

高知県内部統制評価報告書

令和7年度 高知県内部統制評価報告書

高知県知事濱田省司は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

高知県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、高知県内部統制基本方針（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき、（1）財務に関する事務、（2）個人情報保護に関する事務及び（3）コンプライアンスに関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

（注）内部統制は、各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

高知県においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、基本方針に基づき、（1）財務に関する事務、（2）個人情報保護に関する事務及び（3）コンプライアンスに関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

2の評価手続により評価作業を実施した結果、（1）財務に関する事務、（2）個人情報保護に関する事務及び（3）コンプライアンスに関する事務については、運用上の重大な不備が発生していないことから、高知県の内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

ただし、一部の所属において、会計事務の誤りや個人情報の不適切な取扱いなどの運用上の不備が発生しており、適正な事務の執行に取り組む必要があります。

（注）総務省ガイドラインにおいて、評価報告書の作成にあたり、運用上の重大な不備が存在する場合は、内部統制は有効に運用されていないと判断することとされています。

4 付記事項

評価対象期間外の過年度において運用上の重大な不備を把握しました。

これは、須崎土木事務所（四万十町事務所）において、令和5年度の用地測量調査委託業務に関し、検査職員が、設計書計上の数量に不足があることを認識していたにもかかわらず完了検査で合格としていたものであり、高知県行政に対する信用の低下を招いたものと考えています。

再発防止策として、業務の成果数量を含めた進捗状況の確認の徹底や工期延長、数量減など変更契約の要否の判断の早期化などの措置を講じています。

令和8年8月27日 高知県知事 濱田 省司

審 查 意 見 書

高知県知事 濱 田 省 司 様

高知県監査委員	下 村 勝 幸
同	桑 鶴 太 朗
同	奥 村 陽 子
同	和 田 廣 男

令和 7 年度高知県内部統制評価報告書の審査について

高知県監査委員監査基準（令和 2 年高知県監査公表第 7 号）に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 8 年 8 月 27 日付けで審査に付された令和 7 年度高知県内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

令和 7 年度高知県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度高知県内部統制評価報告書の審査は、高知県知事が作成した内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

3 審査の実施内容

令和 7 年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、高知県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度高知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間外の過年度に、須崎土木事務所（四万十町事務所）において、令和 5 年度の用地測量調査委託業務に関し、検査職員が、設計書計上の数量に不足があることを認識していたにもかかわらず完了検査で合格としていたという、運用上の重大な不備が報告されていた。